

令和3年 9月 30日

特定非営利活動法人
消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎 博孝 様

株式会社ジャックス

回答書

貴法人から受領いたしました令和3年8月31日付書面につきまして、下記のとおりご回答いたします。

記

貴法人は、上記書面において、本件において問題となっている規約文言の修正を再度検討するよう求めています。上記書面によると、貴法人は、日本クレジット協会の自主ルールを「法令」と捉えて消費者契約法第10条違反を主張し、規約文言の修正を求めています。当該主張は、同条項の文言と乖離した独自の解釈に基づくものと言わざるを得ません。

当社の令和3年4月7日付回答書に詳述しておりますとおり、本件において問題となっている文言は、消費者契約法第10条に違反しないものであり、修正する必要はありません。

当社の見解は、以上のとおりになりますが、貴法人からのご指摘を踏まえ、料率設定がいかにようにも可能であるとの誤解を生じさせないような規約文言とすることも検討しております。具体的には、「乙所定の計算方法」「乙所定の割合による金額」とある部分について、上限を設定するような文言を追加することを予定しております。

以上